

第22期 第10回 農業委員会総会審議結果

開催日時	平成27年5月26日(火曜日) 午後4時00分 ~午後4時50分				
開催場所	苫小牧市役所第2庁舎 2階北会議室				
出席委員	及川 末男	亀谷 正司	野村 真理子	工藤 良一	五十嵐 堅司
	黒坂 章	矢農 誠	山内 幸子	山本 まり子	丹羽 秀則
	計 10 名				
欠席委員	今泉 宏治	佐久間 貴子	谷口 隆昌		
議事録署名委員	山本 まり子	及川 末男			

審議内容

報告第1号 農業委員会等に関する法律第12条第2号の規程による委員の選任について

議席番号	委員氏名	選任年月日	推薦団体
5	工藤 良一	平成27年5月19日	苫小牧市議会
8	矢農 誠	平成27年5月19日	苫小牧市議会

審議結果	原案承認
------	------

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

(賃貸借の合意解約)

土地の表示			貸人の住所 氏名	借人の住所 氏名
所在・地番	地目			
	公簿	現況		
字樽前13番2	原野	畑	15,529	■■■■■■■ ■■■■■■■ ■■■■■
契約内容	契約年月日	契約期間	合意解約日	土地引渡日
農用地利用集積計画 H25-2号(賃貸借)	H25年4月26日	始期 H25年5月1日 終期 H30年4月30日 5年間	H27年3月1日	H27年4月1日

審議結果	原案承認
------	------

議案第1号 現況証明願いの下附について

所在・地番	公簿地目	農地台帳地目	面積(m ²)	申請者(所有者)	願出理由	調査結果	調査委員
字錦岡 574番8 574番11 574番53	原野 原野 原野	登録なし 登録なし 登録なし	19,775 12,868 3,404 (36,045)	■■■■■■■ ■■■■■■■ ■■■■■■■ 代表取締役 ■■■■■ (■■■■■) 外3名	砂利採取申請の為	農地、採草放牧地以外	及川 末男 野村 真理子 黒坂 章

審議結果	原案可決
------	------

議案第2号 農業生産法人要件の確認について

農業生産法人名	確認要件			
	法人形態要件	事業要件	構成員要件	業務執行役員要件
(有)■■■■■■■■■■■■■■■■	○適・否	○適・否	○適・否	○適・否

※ 農業生産法人確認書は別紙 1

審議結果 原案可決

議案第3号 農用地利用集積計画の作成要請について

整理番号	27-1	利用権の設定を受ける者		住所	■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
				氏名又は名称	■■■■■■■■
		利用権を設定する者		住所	■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
				氏名又は名称	■■■■■■■■
利用権を設定する土地				設定する利用権	
所在	地番	現況地目	面積(m ²)	利用権の種類	内容
苫小牧市字美沢	57番1の内	畑	129,098の内 97,169	賃借権	普通畑
	58番1	畑・原野	96,574		
	98番	畑・原野	37,249		
	101番2の内	畑	49,586の内 41,186		
	101番128	畑	113		
				計 272,620	
設定する利用権					利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係
始期	存続期間(終期)	借賃(円) (諸経費充当分含む)	借賃の支払方法		
平成27年6月1日	平成37年5月31日	■■■■■■■■円/年 (■■■■■■円/10a)	毎年11月末日までに指定口座に振込		
賃貸借					

利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等

氏名又は名称		性別	年齢	農作業従事日数		
■■■■■■■■■■		男	40歳	330日		
設定を受ける土地の面積(m ²)		現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積(m ²)		主たる経営作目		
農地	200,283	農地	302,838	酪農		
その他	72,337					
世帯員(構成員)の農作業従事及び雇用労働力の状況			主な家畜の飼養状況		主な農機具の所有状況	
世帯員(構成員)	農業従事者 (内15歳以上60歳未満の者)	雇用労働力 (年間延日数)	種類	数量	種類	数量
男 2人	農業専従者	4人 (4人)	人日	乳牛	140頭	トラクター 他 農機具一式
	農業補助者	主として農業に従事する者				
女 2人		従として農業に従事する者				

※ 農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書は別紙 2

審議結果 原案可決

農業経営基盤強化促進法第18条 調査書

第22期第10回農業委員会総会 議案第3号
 (利用権の設定: ~~所有権移転~~・賃貸借権設定)

譲受(借)人: ■■■ ■■■		譲渡(貸)人: ■■ ■■	作成者: ■■ ■
法18条の条項	判断の理由		該当
第2項第6号 (解除条件)	・借人は、農業常時従事者の個人である。		適応なし
第3項第1号 (基本構想適合)	・借人は、基本構想に掲げる利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしており、農用地利用集積計画案の内容は基本構想に適合するものと認められる。		する
第3項第2号イ (全部効率利用)	・借人は、所有する農地のうち一部を他法人に貸し付けしているが、離れ地で他の所有地との連続性は無い。今回賃借する土地は、現在の耕作地の中間に位置し、新たな連続性を発生させる上、保有している機械の能力、農作業に従事する労働力の状況から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用出来るものと見込まれる。		する
第3項第2号ロ (農作業常時従事)	・借人は営農実績があり、これまでの経験から農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。		する
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)	・第2項第6号に規定する者でない。		適応なし
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)	・第2項第6号に規定する者でない。		適応なし
第3項第4号 (権利を有する者の同意)	・利用権の設定等を受ける土地毎に、借人と貸人並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得ている。		適応なし

平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)

都道府県名： 北海道
 農業委員会名： 苫小牧市農業委員会

I 法令事務に関する点検

1 総会等の開催及び議事録の作製

(1) 総会等の開催日・公開である旨の周知状況

周知している イ 周知していない又は周知していなかった

周知の方法	農業委員会ホームページで周知
改善措置	—
周知していない場合、その理由	—

(2) 総会等の議事録の作製

作製している イ 作製していない又は作製していなかった

作製までに要した期間	7日
改善措置	—

※ 作製までに要した期間については、議事録の作製の手続及びそれに要した平均日数を記入

(3) 議事録の内容

詳細なものを作製している イ 概要のみで作製している又は作製していた

改善措置	—
------	---

(4) 議事録の公表

公表している イ 公表していない又は公表していなかった

公表の方法	農業委員会のホームページで公表及び事務局に備え付け
改善措置	—

2 事務に関する点検

(1) 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数:0件、うち許可 件及び不許可 件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請書類の確認を行うとともに、3人以上の農業委員で現地調査を行い、必要に応じて申請者双方から説明を受ける。			
	是正措置	-			
総会等での審議	実施状況	関係法令・審査基準に基づき、申請1件ごとに審議している。			
	是正措置	-			
申請者等への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数			0件
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数			0件
	是正措置	-			
審議結果等の公表	実施状況	議事録に記載の上、ホームページにて公表している。			
	是正措置	-			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 25日	処理期間(平均)	25日
	是正措置	総会開催日の関係から、申請日に申請者に対して処理期間を説明している。			

(2) 農地転用に関する事務(農業委員会許可又は意見を付して知事への送付)

(1年間の処理件数: 8件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請書類の確認を行うとともに、3人以上の農業委員で現地調査を行い、必要に応じて申請者双方から説明を受ける。			
	是正措置	-			
総会等での審議	実施状況	関係法令・審査基準に基づき、申請1件ごとに審議している。			
	是正措置	-			
審議結果等の公表	実施状況	議事録に記載の上、ホームページにて公表している。			
	是正措置	-			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から25日	処理期間(平均)	20日
	是正措置	-			

(3) 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画の決定等の事務

(1年間の処理件数：15件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	農業委員及び事務局職員により農用地利用集積計画の記載内容を確認するとともに、必要に応じ申出者双方から説明を受ける。			
	是正措置	—			
総会等での審議	実施状況	関係法令・審査基準に基づき、1件ごと詳細に審議している			
	是正措置	—			
審議結果等の公表	実施状況	議事録に記載の上、ホームページにて公表している。			
	是正措置	—			
処理期間	実施状況	標準処理期間	協議書受理から 20日	処理期間(平均)	20日
	是正措置	—			

(4) 農業生産法人からの報告への対応

点検項目	実施状況		
農業生産法人からの報告について	管内の農業生産法人数	6法人	
	うち報告書提出農業生産法人数	6法人	
	うち報告書の督促を行った農業生産法人数	2法人	
	うち督促後に報告書を提出した農業生産法人数	2法人	
	うち報告書を提出しなかった農業生産法人	0法人	
	提出しなかった理由	—	
	対応方針	—	
農業生産法人の状況について	農業生産法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農業生産法人数	0法人	
	対応状況	—	

(5) 情報の提供等

点検項目	具体的な内容		
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃借件数 10 件	公表時期 平成27年1月
	是正措置	情報の提供方法 : 農業委員会ホームページに掲載	
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 23 件	取りまとめ時期 平成27年3月
	是正措置	情報の提供方法 : 農業委員会ホームページに掲載	
農地基本台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 1525.4ha	整備方法: 電子処理システムを導入し整備。
	是正措置	データ更新 : 農地の利用状況調査結果、相続等の届出、農地法の許可、農用地利用集積計画に基づく利用権設定等、その他補足調査を踏まえ、毎月更新	
	是正措置	—	

(6) 地域の農業者等からの意見等

農地法第3条に基づく許可事務	無
農地転用に関する事務	無
農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画の決定等の事務	無
農業生産法人からの報告への対応	無
情報の提供等	無
その他法令事務に関するもの	無

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

II 法令事務(遊休農地に関する措置)に関する評価

(1) 現状及び課題

現 状	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
(平成26年3月現在)	1,525.4 ha	3.1 ha	0.2 %
課 題	農地利用状況調査の円滑な実施と農業者等への制度周知及び相談・あっせん活動の充実が必要。		

※ 遊休農地面積は、農地法第30条第1項及び第2項に規定する農地の利用状況調査により把握した同条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

(2) 平成26年度の目標及び実績

目 標 ①	実 績 ②	達成状況(②/①×100)
3.1 ha	3.1 ha	100.0 %

※1 目標欄には、別紙様式2のIの(2)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の遊休農地面積をどの程度減少させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期	
		8月～11月	18人	11月～1月	
	調査方法	市内全域を10調査区に分け、それぞれ複数の担当農業委員を定めて調査し、調査結果が異なる農地及び昨年度までに遊休農地と判定され、未だ解消されていない農地について、11月に全農業委員、事務局職員と市担当職員とで調査を実施し判定する。			
活動実績	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期	
		8月～11月	18人	11月～1月	
	調査方法	市内全域を10調査区に分け、それぞれ複数の担当農業委員を定めて調査し、調査結果が異なる農地及び昨年度までに遊休農地と判定され、未だ解消されていない農地について、11月に全農業委員、事務局職員と市担当職員とで調査を実施し判定した。			
	遊休農地所有者等の意向調査	実施時期：一月～一月	調査件数：0件	調査面積：0ha	調査対象者：0人
	農地中間管理機構との協議の勧告	件数：0件	面積：0ha	対象者：0人	
その他の取組状況	農業委員による日常的な農地パトロールの実施				

※ その他の取組状況欄には、農地の利用状況調査以外の遊休農地に対する監視活動を記入

(4) 評価の案

目標に対する評価の案	目標としては妥当。
活動に対する評価の案	農地利用状況調査実施及び農地所有者への啓蒙、あっせん活動の一層の充実が必要。

(5) 地域の農業者からの意見等

目標の評価案に対する意見等	無
活動の評価案に対する意見等	無

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	目標としては妥当。
活動に対する評価	農地利用状況調査実施及び農地所有者への啓蒙、あっせん活動の一層の充実が必要。

Ⅲ 促進等事務に関する評価

1 認定農業者等担い手の育成及び確保

(1) 現状及び課題

現 状 (平成26年3月現在)	農家数	64戸	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
	うち主業農家	25戸	23経営	－法人	－団体
	農業生産法人数	6法人			
課 題	担い手の高齢化が進んでいるため、認定農業者制度や法人化の利点等について、個別訪問等により理解を得て、担い手を確保する必要がある。				

※ 農業者や農業経営体の把握時点が異なる場合には、欄外にそれぞれの把握時点を注記

(2) 平成26年度の目標及び実績

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目 標 ①	2 経営	0法人	0団体
実 績 ②	2 経営	0法人	0団体
達成状況 (②/①×100)	100 %	%	%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの1の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体をどの程度増加させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
活動計画	農業委員等から意欲ある農業者の情報収集を行い、市農業水産課と連携し新規認定と再認定の推進活動を実施する。	－	－
活動実績	活動の結果、2法人から申請があった。	－	－

(4) 評価の案

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価の案	目標としては妥当。	－	－
活動に対する評価の案	企業誘致の結果、2法人が新規就農し、認定農業者となった。	－	－

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	無
活動の評価案に対する意見等	無

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価	目標としては妥当。	－	－
活動に対する評価	企業誘致の結果、2法人が新規就農し、認定農業者となった。	－	－

2 担い手への農地の利用集積

(1) 現状及び課題

現 状 (平成26年3月現在)	管内の農地面積 1525.4ha	これまでの集積面積 1280.5ha	集積率 83.9 %
課 題	担い手の高齢化が進んでいるため、認定農業者制度や法人化の利点等について、個別訪問等により理解を得て、担い手を確保する必要がある。		

※ これまでの集積面積は、把握時点において担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

(2) 平成26年度の目標及び実績

目 標 ①	実 績 ②	達成状況(②/①×100)
20 ha	8.0 ha	40.0 %

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの2の(2)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の集積面積をどの程度増加させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	農地貸借について、農用地利用集積計画による利用権設定の制度等の周知を図るとともに、農地所有者の意向把握に努め、新規就農及び経営規模拡大希望者への農地情報提供とあわせん活動を実施する。
活動実績	新規就農希望者及び既営農者に対し、利用集積可能な農地を推薦し、農地所有者に対し紹介活動を実施した。

(4) 評価の案

目標に対する評価の案	今年度は目標に到達できなかったが、農地所有者の意向を把握し、集積への理解を得た上で紹介活動を行うことにより目標値として妥当。
活動に対する評価の案	アンケート等で農地所有者の意向を把握し、集積への理解を得る活動を継続することが必要。

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	無
活動の評価案に対する意見等	無

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	今年度は目標に到達できなかったが、農地所有者の意向を把握し、集積への理解を得た上で紹介活動を行うことにより目標値として妥当。
活動に対する評価	アンケート等で農地所有者の意向を把握し、集積への理解を得る活動を継続することが必要。

3 違反転用への適正な対応

(1) 現状及び課題

現 状 (平成26年3月現在)	管内の農地面積(A) 1,525.4 ha	違反転用面積(B) — ha	割合(B/A×100) — %
課 題	違反転用への適切な対応を図るため、農業者等への周知と利用状況調査を徹底することが必要。		

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

(2) 平成26年度の目標及び実績

目 標 ①	実 績 ②	達成状況(②/①×100)
0 ha	0 ha	— %

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの3の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の違反転用面積をどの程度減少させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	農業者等への周知、農地利用状況調査(8～11月)及び農業委員、事務局職員による日常的見回りにより違反転用の未然防止を図る。不適切な利用状況の農地を発見した場合は、速やかに農業委員と協議を行い、関係者に対して指導を行う。
活動実績	農地転用制度について、ホームページ等で周知するとともに、8月から11月の間に全農地の利用状況調査を実施し、早期発見と未然防止に努めた。

(4) 評価の案

目標に対する評価の案	農地パトロールの強化による未然防止と早期発見・指導が効果を上げたと考える。
活動に対する評価の案	農地所有者への農地転用制度の一層の周知及び日常的農地パトロールの継続が必要。

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	無
活動の評価案に対する意見等	無

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価結果	農地パトロールの強化による未然防止と早期発見・指導が効果を上げたと考える。
活動に対する評価結果	農地所有者への農地転用制度の一層の周知及び日常的農地パトロールの継続が必要。

平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)

都道府県名： 北海道
 農業委員会名： 苫小牧市農業委員会

I 法令事務(遊休農地に関する措置)

(1) 現状及び課題

現 状 (平成27年3月現在)	管内の農地面積(A) 1,500.2 ha	遊休農地面積(B) 0 ha	割合(B/A×100) 0.00 %
課 題	農地利用状況調査の円滑な実施と農業者等への制度周知及び相談・あつせん活動の充実が必要。		

※ 遊休農地面積は、農地法第30条第1項及び第2項に規定する農地の利用状況調査により把握した同条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

(2) 平成27年度の目標案及び活動計画案

目 標 案		遊休農地の解消面積 0 ha		
		目標案設定の考え方：現在遊休農地はない。		
活 動 計 画	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期
		8月～11月	18人	11月～1月
		調査方法	市内全域を10調査区に分け、それぞれ複数の担当農業委員を定めて調査し、調査結果が異なる農地及び昨年度までに遊休農地と判定され、未だ解消されていない農地について、11月に全農業委員、事務局職員と市担当職員とで調査を実施し判定する。	

※1 目標案は、1年間に(1)遊休農地面積をどの程度減少させるかを記入

※2 目標案には、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない(以下同じ)

(3) 地域の農業者からの意見等

目標案に対する意見等	無
活動計画案に対する意見等	無

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(4) 地域の農業者等からの意見を踏まえた平成27年度の目標及び活動計画

目 標		遊休農地の解消面積 3.1 ha		
活 動 計 画	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期
		8月～11月	20人	11月～1月
		調査方法	市内全域を10調査区に分け、それぞれ複数の担当農業委員を定めて調査し、調査結果が異なる農地及び昨年度までに遊休農地と判定され、未だ解消されていない農地について、11月に全農業委員、事務局職員と市担当職員とで調査を実施し判定する。	
	遊休農地の利用意向調査	実施時期：12月～1月		

II 促進等事務

1 認定農業者等担い手の育成及び確保

(1) 現状及び課題

現 状	農家数	60戸	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
	うち主業農家	24戸	25経営	0法人	0団体
	農業生産法人数	6法人			
課 題	担い手の高齢化が進んでいるため、認定農業者制度や法人化の利点等について、個別訪問等により理解を得て、担い手を確保する必要がある。				

※ 農業者や農業経営体の把握時点が異なる場合には、欄外にそれぞれの把握時点を記入

(2) 平成27年度の目標案及び活動計画案

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目 標 案	2経営	0法人	0団体
	目標案設定の考え方 : 新規就農希望者や農業後継者の動向より設定		
活動計画案	(認定農業者) 農業委員等から意欲ある農業者の情報収集を行い、市農業水産課と連携し新規認定と再認定の推進活動を実施する。		

※1 目標案は、1年間に(1)の認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体をどの程度増加させるかを記入

※2 活動計画案は、目標案の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

(3) 地域の農業者等からの意見等

目標案に対する意見等	無
活動計画案に対する意見等	無

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(4) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた平成27年度の目標及び活動計画

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目 標	2経営	0法人	0団体
活動計画	(認定農業者) 農業委員等から意欲ある農業者の情報収集を行い、市農業水産課と連携し新規認定と再認定の推進活動を実施する。		

2 担い手への農地の利用集積

(1) 現状及び課題

現 状	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
		1500.2ha	1288.4ha
課 題	担い手の高齢化が進んでいるため、認定農業者制度や法人化の利点等について、個別訪問などにより理解を得て、担い手を確保する必要がある。		

※ これまでの集積面積は、把握時点において担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

(2) 平成27度の目標案及び活動計画案

目 標 案	集積面積 20 ha
	目標案設定の考え方 : 過去の実績と農業者等の意向から数値を設定
活動計画案	農地貸借について、農地中間管理事業等の周知を図るとともに、農地所有者の意向把握に努め、新規就農及び経営規模拡大希望者への農地情報提供とあわせん活動を実施する。

※1 目標案は、1年間に(1)の集積面積をどの程度増加させるかを記入

※2 活動計画案は、目標案の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

(3) 地域の農業者等からの意見等

目標案に対する意見等	無
活動計画案に対する意見等	無

※1 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(4) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた平成27年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 20 ha
活動計画	農地貸借について、農地中間管理事業等の周知を図るとともに、農地所有者の意向把握に努め、新規就農及び経営規模拡大希望者への農地情報提供とあわせん活動を実施する。

3 違反転用への適正な対応

(1) 現状及び課題

現 状 (平成27年3月現在)	管内の農地面積(A) 1500.2ha	違反転用面積(B) 0ha	割合(B/A×100) 0%
課 題	違反転用への適切な対応を図るため、農業者等への周知と利用状況調査を徹底することが必要。		

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

(2) 平成27年度の目標案及び活動計画案

目 標 案	違反転用の解消面積 0 ha
	目標案設定の考え方 : 農業者等への周知を図るとともに農地利用状況調査等を徹底する。
活動計画案	農業者等への周知、農地利用状況調査(8~11月)及び農業委員、事務局職員による日常の見回りにより違反転用の未然防止を図る。不適切な利用状況の農地を発見した場合は、速やかに農業委員と協議を行い、関係者に対して指導を行う。

※1 目標案は、1年間に(1)の違反転用面積をど程度減少させるかを記入

※2 活動計画案は、目標案の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

(3) 地域の農業者等からの意見等

目標案に対する意見等	無
活動計画案に対する意見等	無

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(4) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた平成27年度の目標及び活動計画

目 標	違反転用の解消面積 0ha
活動計画	農業者等への周知、農地利用状況調査(8~11月)及び農業委員、事務局職員による日常の見回りにより違反転用の未然防止を図る。不適切な利用状況の農地を発見した場合は、速やかに農業委員と協議を行い、関係者に対して指導を行う。

地域指定年度	昭和48年度
計画策定年度	昭和48年度
計画見直し年度	平成9年度
	平成27年度

苫小牧農業振興地域整備計画書 (案)

平成 27 年 月

北海道 苫小牧市

	ページ
第5 農業近代化施設の整備計画	12
1 農業近代化施設の整備の方向	12
2 農業近代化施設整備計画	12
3 森林の整備その他林業の振興との関連	12
第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	13
1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	13
2 農業就業者育成・確保施設整備計画	13
3 農業を担うべき者のための支援の活動	13
4 森林の整備その他林業の振興との関連	14
第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画	15
1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標	15
2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	15
3 農業従事者就業促進施設	15
4 森林の整備その他林業の振興との関連	15
第8 生活環境施設の整備計画	16
1 生活環境施設の整備の目標	16
2 生活環境施設整備計画	16
3 森林の整備その他林業の振興との関連	17
4 その他の施設の整備に係る事業との関連	17
第9 附図	18
1 土地利用計画図（附図1号）	
別記 農用地利用計画	別記

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

苫小牧市（以下、本市）は、北海道の中央部に広がる石狩低地の南に位置し、北緯42度27分53秒、東経141度36分34秒で、東西39.9km、南北23.6km、周囲124.5km、総面積は561.57km²で、北は千歳市、北東は安平町及び厚真町、南は太平洋、西は白老町と接している。

市街地の北西方向に、世界でも珍しい溶岩円頂丘がある活火山の樽前山やカルデラ湖の支笏湖があるほか、南に太平洋、東には我が国初の野鳥の聖地（サンクチュアリ）やラムサール条約登録湿地に指定されたウトナイ湖を有する勇払原野が広がっている。自然環境に恵まれているものの、農業生産の基礎的条件である土壌は、上層1mに樽前山の火山噴出物が堆積しているため、生産性が悪い状況である。

気象は、北海道であるものの比較的降雪量が少ない太平洋側西部気候区に属している。しかし、春から夏にかけては太平洋岸で発生する海霧で日照率が低い。

本市は、北海道陸路交通の拠点で、鉄道交通がJR室蘭本線、千歳線及び日高線への分岐点である。また、道路交通網が道央自動車道へ東西2箇所のインターチェンジで直結しているほか、日高自動車道の起点であるとともに、国道36号・234号・235号・276号が骨格を形成している。さらに、国際拠点港湾である海の玄関「苫小牧港」と空の玄関「新千歳空港」の「ダブルポート」を有し、鉄道、国道、高速自動車道などの交通アクセスにも恵まれ、北海道経済発展の大きな役割を担う産業拠点都市として発展を続けている。

陸路交通のほか、海・空ともに交通条件に恵まれているため、農産物を出荷するための条件に恵まれている。

人口は173,320人（平成22年国勢調査）である。全国的に人口は少子高齢化で減少傾向であるが、本市は増加傾向である。しかし、今後は、全国的な傾向と同様に少子高齢化によって、人口は減少するものと予測される。

産業就業者数は、団塊世代を中心とした世代が60歳を越えたことで減少したが、女性の社会進出や高齢者による就業機会が増加すると予測される。この内、第1次産業就業者は、高齢化、後継者不足や農産物価格の低迷が続いているものの、規模拡大を図る経営体が積極的に雇用を進めていることで、平成22年の1,011人から平成32年には1,500人に増加する見通しである。

第1次産業である農業は、現在、輸入農産物の増加、農産物価格の低迷など厳しい環境にあり、加えて農業者の高齢化や後継者不足、農地の遊休化など構造的な問題に直面している。

また、BSEや口蹄疫、鳥インフルエンザなど食品の安全性を脅かす問題により、消

費者からは安心して安全な農畜産物を求める声が高まっている。

こうした状況の中で、食料の安定供給を確保するとともに、農業の持続的な発展を図るため、国の「経営安定対策」が進められている。

本市の農業は、酪農・畜産を中心に展開してきたが、農家数が減少傾向にあるため、経営の改善、発展に意欲的に取り組み、担い手の確保・育成を図りつつ、農業生産基盤の整備が必要である。

また、エゾシカをはじめとする野生鳥獣の個体数増により、農作物被害が年々増加しているため、「鳥獣被害防止総合対策事業」の実施や遊休農地の利活用などにより、農家経営の安定・向上、消費者ニーズに応える農畜産物を安定供給、付加価値のある特産品づくりを進めていくことが必要である。

このため、本市は、農業生産に必要な農地の確保とその有効活用を図るとともに、地域農業の中核となる担い手の育成・確保に努め、生産基盤などの整備を図り、農業経営の安定・向上を目指す。

また、クリーン農業の実現に努めるとともに、消費者の期待に応える良質で新鮮な農畜産物の安定供給を図り、地域の農産物を生かした地産地消の取組を進める。

さらに、収益性の高い作目による産地化や多品目・周年生産による農地の高度利用のほか、交通立地条件を活かした野菜、果樹等農場農産物を活かした農産物加工品の開発や食品製造業や飲食店、ホテル等に供給を図る等販路拡大の展開に向けての施策の推進を図り、多様な担い手による優良農地の保全・確保を積極的に進める。

今後は、地域全体の地域資源を有効に活用した総合的な土地利用の調整を行うなかで、農・工・商との均衡を図り、自然公園法や都市計画マスタープランとの整合に立って、地域バランスに配慮した土地利用を計画的に進める。

単位：ha、%

区分 年次	農用地		農業用 施設用地		森林・原野		住宅地		工場用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (平成 27 年)	1,474.0	17.6	35.0	0.4	6,798.0 (54.0)	81.2	—	—	—	—	66.0	0.8	8,373.0	100.0
目標 (平成 36 年)	1,293.2	31.9	11.8	0.3	1,598.2 (0.6)	39.4	—	—	—	—	1,155.2	28.4	4,058.4	100.0
増減	▲180.8	—	▲23.2	—	▲5,199.8 (▲53.4)	—	—	—	—	—	1,089.2	—	▲4,314.6	—

() 内は混牧林地面積である。

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

将来的にも優良農用地として確保・保全する農地等に対して農業振興施策を集中的に実施し、活力ある豊かな農村づくりを実現するために、農地の高度利用に努めることが相当であると認められる土地について、農業振興地域内にある現況農用地のうち、次に掲げる a～c に該当する農地について、農用地区域を設定する方針である。

- a 集団的に存在する農用地
 - ・10ha 以上の集団的な農用地
- b 以下の土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く。）の施行に係る区域内にある土地
 - ・農業用排水施設の新設又は変更（いわゆる不可避受益地を除く。）
 - ・区画整理
 - ・農用地の造成（昭和 35 年以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事を除く。）
- c a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要である次に掲げる土地
 - ・地域の特産物を生産している農地で、産地の形成上確保しておくことが必要なもの
 - ・高収益をあげている施設園芸のハウス（但し、介在となるケースは農業者の意向によって設定する。）
 - ・国が補助を行わない土地改良事業等の施工に係る区域内にある土地
 - ・農業生産基盤整備事業の実施が予定されている土地
 - ・周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある農地
 - ・農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者等の担い手の経営地に隣接する一定規模の土地等、将来当該担い手に集積することによって、経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な土地
 - ・農業経営基盤強化促進法に基づく特定農業法人等が集積することとされている農用地

ただし、c の土地であっても、次の土地については農用地区域には含めない。

(a) 自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認めら

れる次に掲げる農用地 農業生産基盤整備（ほ場整備及びかんがい排水の受益地）の対象地以外で、集団性がない10ha未満の農用地

(イ)土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在または隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要がある土地改良施設について、農用地区域を設定する方針である。

(ウ)農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接する地域農業の近代化を図る施設であって当該農用地と一体的に保全する必要がある農業用施設用地について、農用地区域に設定する方針である。

(エ)現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

農地の間に介在する農業用に使用しないものについては、極力農用地区域に設定しない。

(2)農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本市における農用地は、ほとんどが畑と牧草地で、東部と西部に分布し、乳用牛や肉用牛の畜産団地が形成されており、飼料用作物の栽培が行われている。

畑は、地域に適応した作目の栽培による高品質化、生産者の顔が見える安全安心な農産物の生産拡大、ブランド力の強化（高付加価値化）、生産体制の強化のほか、業務用への対応等の6次産業化を促進することで、特色ある野菜産地の育成に向けた土地利用を図る。

牧草地は、消費者に信頼されるクリーンで良質な畜産物の安定供給と、飼料自給意識を啓発し、草地の生産性向上対策と、優良牧草品種の普及、家畜排せつ物の適切な草地還元などによる栄養収量の向上、コントラクター（農作業受託組織）の活用による飼料の増産と機械経費の節減並びに労働負荷の軽減、集約放牧の取組、公共牧場の利用頭数の拡大などにより、飼料自給率の向上に向けた合理的な土地利用を図る。

なお、近年、エゾシカなど野生鳥獣による農作物の食害が増加しているため、防護柵を整備する等して、繁殖牛の放牧に活用するほか、鳥獣等の生態に応じた効果の高い防護柵の設置を通じた合理的な土地利用を図る。

イ 用途区分の構想

用途区分は、A地区（植苗美沢）、B地区（樽前）の2つに区分する。

(ア) A（植苗美沢）地区

A地区は、美々川と安平川水系に属し、国道36号、234号に挟まれた平坦地で、道営草地整備事業で農業生産基盤整備が行われ、主に、牧草地等として利用されている。今後とも、畜産振興を図るため、畜産経営基盤として、優良牧草品種の普及、家畜排せつ物の適切な草地還元による飼料の増産によって、飼料自給率の向上に向けた合理的な土地利用を推進する。

(イ) B（樽前）地区

B地区は、別々川、覚生川水系に属し、国道36号の北側、樽前山の裾野に広がる平坦地で、市営公共牧場2地区が展開する畜産地帯で、主に、牧草地等として利用されている。今後とも、畜産振興を図るため、畜産経営基盤として、草地改良を推進するほか、家畜排せつ物の適切な草地還元による飼料の増産によって、飼料自給率の向上に向けた合理的な土地利用を推進する。

単位：ha

区分 地区名	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用施設用地			計			森林・ 原野等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
A	569.6	569.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	0.6	0.0	7.9	7.9	0.0	578.1	578.1	0.0	0.0
B	483.5	483.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.9	3.9	0.0	487.4	487.4	0.0	0.0
計	1,053.1	1,053.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	0.6	0.0	11.8	11.8	0.0	1,065.5	1,065.5	0.0	0.0

2 農用地利用計画

別記、農用地利用計画のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

自給飼料の増産と自給飼料に立脚した低コストで畜産環境問題に適切に対応した畜産経営の育成に向けて、飼料生産基盤を確保し高品質・低コストな飼料生産を推進するため、草地の整備改良や公共牧場の機能の強化、草地道路整備を進める。

なお、農業生産基盤の整備に際し、地域に生息する生態系への配慮を図るほか、水源かん養機能、農業生産活動が行われることにより生じる多面的な機能の維持増進を図られるよう細かい配慮に努めていく。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
該当なし					

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本市は、24.9%（基礎資料P22 林野面積 13,970ha）が森林であるため、林業との関連が多く、農業と林業との連携による保全をしていく必要のある地域である。林業振興は、水源かん養、自然生態の保全・育成や災害・鳥獣害防止等農業振興においても大きな影響があるため、苫小牧市森林整備計画との調整を図り、有機的連携を図った中で効率的な林道の整備に努めていく。

4 他事業との関連

農業生産基盤の整備は、農村地域の環境整備としての要素も大きいいため、一般道路等他事業との整合性を確保しつつ、総合的な視点からの事業の推進に努めていく。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

無秩序な土地利用や農業者の高齢化や担い手不足による耕作放棄地の増加や不作付け地の増加などを防ぎ、生産基盤である農地を営農に適した良好な状態で保全することが重要であり、地域の実情に応じた農地の持続的な有効利用を促進することで、農用地等の保全に努めていく。

このため、安全な食料を安定的に供給していくために農業生産基盤として利用を図る農地とそれ以外の教育として利用を図る農地とに区分し、農業生産基盤として利用を図る農地は、農地中間管理機構と連携を図り、農地の利用集積を積極的に実施し、農用地等の保全に努めていく。

また、景観の創造にも資する防風林などの整備のほか、近年、エゾシカ等の野生鳥獣による農作物の食害が増加傾向にあるため、農地への侵入防止施設の整備などを推進する。

さらに、農業・農村の多面的機能や農業の自然循環機能の維持・増進を図るため、農用地等の良好な保全に努めるとともに、良好な景観の形成と農業的土地利用の誘導等を図るため、景観農業振興地域整備計画の策定を推進する。

2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
該当なし					

3 農用地等の保全のための活動

(1) 耕作放棄地の保全管理

- ・農地中間管理機構と連携を図り、農地の利用集積を積極的に実施するとともに、農作業の受委託を推進し、耕作放棄地の発生抑制に努めていく。

(2) 耕作放棄地の有効活用を図るための施設整備

- ・各種耕作放棄地解消事業を活用し、施設整備を行い、耕作放棄地の解消に努めていく。

(3) 耕作放棄地解消のための担い手の確保

- ・農業者の高齢化や担い手不足が耕作放棄地発生の要因であるため、北海道・苫小牧市・農業委員会・JAと連携し、就農相談や就農支援資金等を積極的に行い、新規就農者の受け入れに努めていく。

(4) 担い手への農地集積

- ・人・農地プランを活用し、集落での現状と将来について話し合い活動を重ね、集団的な農地利用の方向を定める取組に努めていく。
- ・農地利用集積円滑化事業を活用し、人・農地プランに位置づけられた地域の中心となる経営体である認定農業者等の担い手や新規就農者、農業法人等への農地の利用集積に努めていく。

(5) 鳥獣被害防止対策

- ・鳥獣被害が増加傾向にあるため、農作物の食害の多い地域を中心に鳥獣被害防止対策を実施している。今後とも、捕獲中心の被害対策に加え、わななどの設置や鳥獣を寄せ付けない環境づくりに努めていく。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

里山の保全を図っていくため、「苫小牧市森林整備計画」その他林業施策との連携に努める。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとしていくために、本町で成功している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し、本地域の条件に適した重点作目である柑橘中心経営と、水稲、施設花き、畜産等の経営体が、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（1農家あたり440万円程度）年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、これらの経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

	営農 種類	目標規模	作目構成	戸数 (経営体数)	流動化 目標面積
家 族 経 営	酪農専業	45.0ha	牧草(採草) 33.2ha サイレージ用トウモロコシ 9.8ha その他 2.0ha	5	—
	肉牛専業	19.6ha	牧草(採草) 19.4ha その他 0.2ha	3	—
	花き専業	0.9ha	カーネーション 0.3ha スターチス 0.3ha トルコギキョウ 0.3ha	3	—
	野菜専業	0.6ha	グリーンアスパラ 0.2ha ホウレンソウ (4作) 0.2ha スイートコーン (加工用) 0.2ha	3	—
	畑作専業	30.0ha	秋まき小麦 10.0ha 大豆 4.0ha 小豆 4.0ha 甜菜 6.0ha 馬鈴薯 6.0ha	3	15ha
	畑作肉牛複合	26.5ha	秋まき小麦 6.0ha 大豆 3.0ha 小豆 3.0ha 甜菜 6.0ha 牧草(採草) 8.3ha その他 2.0ha	3	15ha
	畑作肉牛複合	17.5ha	秋まき小麦 8.0ha 大豆 8.0ha ホウレンソウ (4作) 0.2ha ブロッコリー 0.3ha かぼちゃ (加工) 1.0ha	2	8ha

資料：苫小牧市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

農業経営の改善による望ましい経営体を育成するため、土地利用型農業を目指す農業者に対しては、農業委員会や農地利用集積円滑化団体が中心となり、農地の掘り起こし活動を強化する中で、農地の貸し手と借り手に係る情報を一元的に把握し、両者を適切に結びつける活動の強化と、これらの農地の流動化において、効率的な農業経営のために、集団化・連担化した条件で地域農業の担い手に農地が集積されるよう努めていく必要がある。

このため、経営所得安定対策の推進を図る中で、人・農地プランを活用しながら地域での話し合いと合意形成を積極的に推進し、農地を集積する中で、認定農業者や集落営農組織の育成を行い、効率的かつ安定的な経営体の育成に努めていく。

また、兼業農家や、高齢者農家が安心して農作業を委託できる認定農業者や受託組織を育成するため、北海道・苫小牧市・JAが連携を取る中で、地域農業の担い手となる生産組織の充実に努めていく。

施設野菜経営を目指す農業者は、消費者ニーズに的確に応えるようエコファーマーの育成やポジティブリスト制度を厳格に遵守し、安心・安全な農産物の生産に努め、農産物のブランド化に努めていく。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

(1) 農用地の集団化対策

- ・農用地の効率的かつ総合的な利用のため、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積円滑化事業・土地基盤整備事業等耕作放棄地の発生防止、解消のための事業を積極的に実施するとともに、農業委員会や農地利用集積円滑化団体等との連携を進める中で、経営の規模拡大、農地の集団化に努めていく。
- ・農地に係る情報について、農家台帳等を活用しつつ、農地の出し手と受け手に係る情報を一元的に把握し、農業者への情報提供を行い、人・農地プランに位置づけられた地域の中心となる経営体への利用集積と農用地の集団化に努めていく。

(2) 農業従事者の育成・支援対策

- ・新たな認定農業者を育成するとともに、農業経営改善計画の計画期間が終了する認定農業者については計画の達成状況を点検し、さらなる経営改善を目指す農業者に対しては、新たな計画の作成指導に努めていく。

(3) 農作業の受委託対策

- ・認定農業者、農業生産法人や集落営農組織等と兼業農家や高齢農業従事者とが連携し、農作業の効率化に努めていく。

(4) 農作業の共同化対策

- ・農業生産法人を中心として、地域での農作業の実態を把握するとともに、農業機械の共同利用を含めた農作業の共同化の推進に努めていく。

(5) 地力増進対策

- ・作目別に生産ほ場を集団化するとともに、有機農業及び地力増進作物とのブロックローテーションによる地力の増進を図りながら、裏作等の積極的な導入の推進に努めていく。

(6) 地産地消の推進

- ・自然・立地条件の特色を活かし、地場産の新鮮な野菜などを販売している直売所では少量化や小分けにするなど消費者ニーズに踏まえた地産地消に努めていくほか、減農薬・減化学肥料栽培など環境保全型農業の推進、消費拡大イベント開催による地元農産物のPRなど地産地消の拡大に努めていく。
- ・学校給食に地場農産物を利用する等、地産地消運動を展開しており、今後も活動の強化に努めていく。
- ・市内農家が生産した農産物による市内飲食店への利用拡大、高品質化などによるブランド力の形成のほか、農産物の生産だけでなく、6次産業化による地産地消の推進に努めていく。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

自然との調和と保全を図りつつ、農産物の品質や安心・安全を求める多様化する消費者のニーズに対応した地域農産物の地産地消を推進していくことが重要である。

このため、エコファーマーの認証の奨励やポジティブリスト制度の遵守をするなかで、野菜や花きといった地域農産物のブランド化を進める。

一方、消費者ニーズに対応することも重要であることから、消費者ニーズの調査・分析を行ったうえで、既存の農産物直売施設の改装などの検討と併せて、農産物の販路拡大と農業者の収益増大を推進するとともに、地域農産物を利用した加工品の加工技術の向上に伴い、既存施設で必要となる設備の整備に努めていく。

今後も、安定的な生産出荷、販売体制を確立するための近代化施設の整備を推進する中で、地域性を生かした観光産業との連携や都市住民との交流を含めた農業を展開し、産業として成り立つ農業を推進するほか、苫小牧市産農産物を活かし、6次産業化による新商品等の開発と販売促進を図るため、国等支援策の活用にも努めていく。

2 農業近代化施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	対図番号	備考
		受益地区	受益面積	受益戸数			
該当なし							

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

本市には新規就農者の育成・確保施設は整備されていないが、農業・農村の活性化を図るため、新規就農者等の担い手の確保・育成は必要不可欠である。このため、苫小牧市地域農業再生協議会を中心に、道と、農業協同組合等と連携を図るなかで、就農希望者の就農相談や、新規就農者等担い手が効率的かつ安定的な農業経営ができるよう経営相談・支援、農地情報の提供等の広範囲な営農支援体制の充実・強化を図り、人材の確保に努める。

また、特定農業法人や企業等多様な担い手による農業への新規参入を促す中で、耕作放棄地の解消を図り、農用地の効率的な活用を図る。

認定農業者の育成は、苫小牧市地域農業再生協議会が中心となり、道と農業協同組合と連携するなかで、各作目別の生産者組織での活動を通じて、より高度で実践的な技術習得や経営改善指導等、農業経営改善計画の実現に向けた支援を行うとともに、計画期間が終了する認定農業者は、既存計画の成果を点検した上で、さらに効率的かつ安定的な農業経営を目指した新たな計画の作成指導を行う。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

施設の種類	施設の内容	位置及び規模	施設の対象者	対図番号	備考
住宅・住居	農家住宅（個人） 従業員住宅（法人）	農用地区域の周辺部に位置し、おおむね1,000㎡以内を目途とする。	農業生産者	—	

3 農業を担うべき者のための支援の活動

新規就農者は、新規就農総合支援事業を活用することにより、準備段階から独立自営就農における所得の確保、技術の習得、機械・施設の導入、農地の確保、就農相談等の公的支援を行なう。

(1) 農地確保の支援

生産基盤となる農地の確保は、農業委員会と一体となって、農地の貸し借りや取得に対しての支援を行う。

(2) 技術指導及び機械・施設の導入支援

北海道、苫小牧市、JAと連携して、「認定農業者」や「指導農業士」に協力を要請し、栽培技術のほか、機械・施設の導入支援を行う。

(3) 資金の支援

独立自営就農時における青年就農給付金による支援を行なうほか、必要な資金手当などの情報提供などの支援を行う。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

(単位：人)

区 分		従 業 地								
I	II	市 内			市 外			合 計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒常的勤務	—	20	10	30	4	4	8	24	14	38
計		20	10	30	4	4	8	24	14	38
自営兼業	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		0	0	0	0	0	0	0	0	0
日雇・臨時雇	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		0	0	0	0	0	0	0	0	0
総	計	20	10	30	4	4	8	24	14	38

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

都市住民との交流は、消費者との相互理解につながるといった社会的効果を有するとともに、農産物の需要拡大や就業機会の創出等の経済的効果が期待される。このため、地域の農産物を活かした農産物加工や特産品開発による6次産業化と一体的に、地域の歴史や文化を活かした都市と農村との交流によるコミュニティービジネスをはじめ、女性のグループ活動の起業化を推進し、就業機会の増大に努めていく。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

本市は、理想都市として、「人間環境都市」をあげ、まちづくりの目標に、「健やかで安心・安全に暮らすまち」、「学ぶ喜びがあふれ文化の薫るまち」、「活力ある産業と賑わいのまち」、「自然と環境にやさしいまち」、「快適空間に生活するまち」、「手をつなぎ歩む誇りが持てるまち」の6つを設定し、地域住民の生活の安定と質的な向上を目標に、安全性、保健性、快適性、文化性の向上に努めていく。

(1) 安全性の向上

災害の危険のある急傾斜地崩壊（危険）区域の土地利用の適正化と河川の計画的改修を推進するとともに、地域の防災力を高めるため、「地域防災計画」の見直しを随時行っていく。また、災害時に対応できるよう関係機関との連携強化を図りながら、市全体で総合的な防災訓練の実施に努めていく。

また、交通環境の改善のため狭あいな集落道等の整備、改修を行うとともに危険箇所等の把握及び防犯灯、消防水利（消火栓、防火水槽）の整備を計画的に実施し安全確保に努めていく。

近年、増加・凶悪化する犯罪に対し、防犯意識を高めるため自治会やPTA、ボランティア等の関係団体の連携を促し、地域における防犯体制の整備に努めていく。

(2) 保健性の向上

近年、生活様式の多様化に伴い、生活排水の量が年々増大している。今後も引き続いて合併処理浄化槽の普及やその適正管理の指導に努めていく。

また、住民が安心して利用できる上水道の安定的供給を推進するとともに、老朽化対応や耐震性向上のための水道関連施設の更新、簡易水道の上水道への統合を図りながら、水資源の保護や節水への意識と行動の喚起に努めていく。

(3) 利便性の向上

今後は、良好な道路網を構築し、市内交通の円滑化に努める。また、自動車を利用できない高齢者や未成年の交通手段として、路線バス・循環バスの運行及び乗り継ぎ等の利便性を今後も継続的に向上させていく必要があるほか、歩行者、自転車の安全性を確保する歩道の設置を図り、バリアフリー化に努めていく。

(4) 快適性の向上（地域用水機能の保全と整備推進）

農業用水は、かんがい利用されるだけでなく、農業集落の防火用水等広範囲に活用されているほか、景観形成、親水、生態系保全等の役割を果たしている。このた

め、河川や水路など農業水利施設の有する景観形成、親水等の地域用水機能を活用し、潤いとやすらぎのある快適な生活環境の整備に努めていく。

(5)文化性の向上（農村コミュニティ活動の推進）

兼業化、高齢化、混住化が進み、地域における生活意識の多様化がみられ、地域連帯感・集落機能が低下傾向にある。このため、農家、非農家を含めた地域ぐるみでの協働保全活動による集落組織などの育成強化を通じ、長年育んできた伝統行事や文化の伝承、文化的歴史的遺跡等の農村文化や農業農村が持つ多面的機能を後世に伝えるために郷土教育の充実を努めていくとともに、住民が農村文化にふれる機会の充実や地域の自主性と創意に基づいたコミュニティ活動を推進し、地域の連帯感の育成と一体的に、都市と農村の交流に努めていく。

2 生活環境施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	対図番号	備 考
該当なし			

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

農村地域の環境整備は、地域間連絡道路や国・道道などの道路整備事業との整合性を確保しつつ、総合的な視点からの事業に努めていく。

第9 附図 別添

- | | | |
|---|-----------------|-------------|
| 1 | 土地利用計画図 | (附図1号) |
| 2 | 農業生産基盤整備開発計画図 | (附図2号) 該当なし |
| 3 | 農用地等保全整備計画図 | (附図3号) 該当なし |
| 4 | 農業近代化施設整備計画図 | (附図4号) 該当なし |
| 5 | 農業就業者育成・確保整備計画図 | (附図5号) 該当なし |
| 6 | 生活環境施設整備計画図 | (附図6号) 該当なし |